

八雲町 自治基本条例コーナー

八雲町の
「まちづくり」に
参加しませんか？

町民の皆様の声を広く聞き、町民主体の自治を実現することを目的に、平成22年4月1日に八雲町自治基本条例が制定されました。

このコーナーでは各種審議会などの委員公募や会議の開催案内、パブリックコメントの実施についてお知らせします。

詳しくは、各担当課へ問い合わせ頂くか、町HPをご覧ください。

八雲町一自治基本条例・町民参加

検索



八雲町自治基本 条例第17条の規定に 基づき、委員の公募を します



町では、行政運営に広く町民皆様の意見が反映されるよう、次の審議会等の委員を公募しています。

八雲町青少年問題 協議会委員

【公募人数】 1名

【応募資格】

- ① 次のいずれにも該当する方
国または地方公共団体の職員（八雲町の職員であった方を含む）以外の方
- ② 平成25年10月1日現在、満20歳以上で八雲町在住の方
- ③ 子ども・若者のたくましく健やかな育成支援に関心のある方
- ④ 応募日現在、他の審議会等の委員でない方
- ⑤ 年間1〜2回程度開催する会議に出席できる方

【応募期間】

10月11日(金)〜11月13日(水)

【報酬】 1回 5,600円

【任期】 2年間

平成25年11月17日

平成27年11月16日

【選考方法】

応募要件を満たす希望者が公募人数を上回る場合は、選考により決定します。

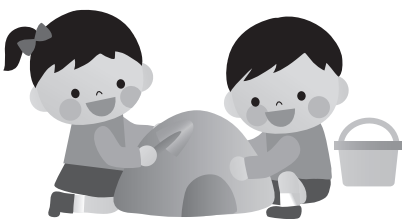
【その他】

応募する方は、応募書とともに別に定める小論文用原稿用紙に、①「若者が夢や希望を持てるまちづくりについて」、②「引きこもりや不登校等の困難を有する若者への支援について」のいずれかをテーマにして小論文として400〜800字程度にまとめ、提出ください。

【申し込み・問い合わせ先】

教育委員会社会教育課

☎0137-63-3131



八雲町自治基本 条例第12条の規定に 基づき、会議を公開で 行います



皆様の傍聴をお待ちしています

八雲町民自治推進 委員会

八雲町民自治推進委員会は、八雲町自治基本条例に基づく審議会で、自治基本条例および自治に関する基本的な事項について審議し、町長へ意見を具申する審議会です。

【日時】 11月28日(木)

午後3時

【場所】 役場第一会議室

【内容】

八雲町自治基本条例の見直しに関する答申について

【問い合わせ先】

企画振興課協働推進係

司法書士・行政書士
相模道言登記債務整理など
やまびこ事務所
八雲町上八雲332
☎(0137)63-2917